

■よくあるお問合せ

令和8年7月1日時点

Q1	補助金はいくらもらえるのでしょうか
A1	太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力のいずれか低い値、1kW(小数点以下切り捨て)あたり7万円です。(上限:63万円(9kW)) ※例えば、太陽電池モジュールの公称最大出力が6kW、パワーコンディショナの定格出力が5.5kWのシステムの場合、7万円×5kW(出力の低い値で小数点以下切り捨て)=35万円となります。

Q2	補助件数は、何件を見込んでいますか
A2	約80件を見込んでいます。

Q3	法人(個人事業主)は補助対象になるのでしょうか
A3	対象外です。補助対象者は県内において自らが居住する住宅の屋根に太陽光発電設備を設置する個人のみになります。

Q4	PPA(電力購入契約)モデル及びリースで設置した場合も補助対象になるのでしょうか
A4	対象外です。

Q5	太陽電池モジュールの公称最大出力が10kW以上のシステムを設置する場合も補助対象になるのでしょうか
A5	この場合であっても、パワーコンディショナの定格出力が10kW未満の場合は補助対象になります。

Q6	建売住宅の購入と同時に太陽光発電設備を設置した場合にも補助対象になるのでしょうか
A6	対象になります。ただし、住宅購入者が設置に係る契約を行ってください。また、申請時に「やまがた省エネ健康住宅認定証」又は「BELS評価書」の写しを提出いただきますので、準備が出来てから申請ください。

Q7	工事着手日とは、どの時点を指すのでしょうか
A7	工事契約締結日と同日となります。原則として、交付決定日以降に工事着手(工事契約締結)をしていただく必要があります。【関連項目:Q8】

Q8	交付決定前の工事着手は可能でしょうか
A8	やむを得ない事情(工期確保のため等)がある場合は、交付決定前の契約締結・工事着手を認める場合があります。交付決定前の工事着手(ただし令和8年4月1日以降に限る)が必要な際は、事前着手届(様式第2号)を交付申請時に提出してください。なお、交付申請時点で引き渡しが完了しているものは、受付できません。

Q9	事業完了日とは、どの時点を指すのでしょうか
A9	補助対象となる太陽光発電設備の設置、引き渡しを終え、工事(購入)代金の支払いが完了した日付とします。令和9年2月26日までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。

Q10	国や県、市町村の補助金と併用は可能でしょうか
A10	補助対象を同じくする国及び県の補助金とは併用できません。市町村の実施する補助金については、国費が充当されているものを除き、併用が可能となる場合がありますので、補助を実施している市町村にお問合せください。

Q11	契約書の発注者が連名の場合は、補助金の申請者名も連名とすべきでしょうか
A11	お見込みのとおり、連名での申請をお願いします。

Q12	申請書等に署名や押印は必要でしょうか
A12	署名や押印は不要です。

Q13	やまがた省エネ健康住宅と同等の省エネ性能を有する住宅に該当するか、BELS評価書のどの欄を確認すればよいのでしょうか
A13	エネルギー消費性能について…BEIの値が0.80以下(20%削減)であることを確認してください。 断熱性能について…外皮平均熱貫流率(U_A 値)が0.46以下であることを確認してください。

Q14	BELS評価書を取得し直す必要はあるでしょうか
A14	改めて取得し直す必要はありません。

Q15	交付決定通知を紛失してしまった場合、再発行は可能でしょうか
A15	再発行はしていませんので、届いた通知書は大切に保管してください。